平成２３年（フ）第３１２号
堺市堺区一条通15番15号　レグルス703号
破産者　越村　憲司
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６２１号
堺市北区百舌鳥本町３丁538番地１　819号
破産者　宮本亜佐美
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２１号
福岡市南区若久３丁目15番27―603号
破産者　吉田　　修
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０３６号
福岡県筑紫野市大字天山585番地９レイクサイド天山202号、住民票上の住所福岡県久留米市東合川１丁目３番９号
破産者　水谷　喜久
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３６号
北海道千歳市春日町３丁目５番６号
破産者　吉田　浩隆
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９３７号
北海道千歳市春日町３丁目５番６号
破産者　吉田　典子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１４３号
札幌市北区西茨戸３条１丁目５番11号
破産者　山田　祐子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９号
北海道江別市東野幌本町１番地の９　コーポ若松107
破産者　大川　友美（旧姓高田・河崎）
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７３２号
札幌市北区屯田６条６丁目１番３―305号
破産者　佐々木文子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５６号
仙台市宮城野区高砂２丁目14番地の３　メゾン高砂Ｎｏ４―102、開始決定時の住所仙台市宮城野区中野字田中21番地の２　ａｉｅ中野栄107
破産者　内海　文江
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５１７号
仙台市泉区八乙女中央３丁目８番43号　ハイムシュバリエＡ202
破産者　伊丹　昭浩
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７３４号
宮城県多賀城市下馬３丁目21番15号
破産者　加茂ゆかり（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９０４号
仙台市若林区若林１丁目８番４－１号　トゥインクルコート若林４番館101、従前の住所仙台市若林区蒲町字東４－２
破産者　佐藤　富子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９１４号
仙台市青葉区愛子東３丁目12番27号　サンパティークＤ棟203、従前の住所仙台市宮城野区新田東１丁目８番地の４　クリアフォレスト505
破産者　大坂　裕子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８２号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目９番３号、開始決定時の住所埼玉県春日部市粕壁東１丁目９番３号居酒屋どん内
破産者　中里　　昭
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
埼玉県草加市草加３丁目４番32号
破産者　平田眞理子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
埼玉県草加市青柳６丁目22番８―103号
破産者　郡司　廣芳
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
埼玉県三郷市新和５丁目297番地１
破産者　安東　千秋
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
埼玉県草加市遊馬町971番地１　グランドハイム美松302号
破産者　小島　正明
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係